公益社団法人矢巾町シルバー人材センター

役員等の報酬等及び費用に関する規程

平成 24 年３月 29 日　制　　定
平成 30 年３月 26 日　一部変更

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益社団法人矢巾町シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　常勤役員　理事のうち、公益社団法人矢巾町シルバー人材センター（以下「センター」という。）を主たる勤務場所とし、週３日以上センターの業務に従事するもの

(2)　非常勤役員　常勤役員以外の役員

(3)　報酬等　公益認定法第５条第 13 号で定める報酬、賞与その他名称のいかんを問わず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるもの

(4)　費用　職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるもの

（報酬等の支給）

第３条　センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、役員賞与及び退職手当は支給しない。

２　センターは、委員及び班長の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第４条　常勤役員及び非常勤役員の報酬月額等は、別表１に定める金額の範囲内とする。

２　非常勤の監事の報酬日額は、総会が決定しない場合においては、監事の協議によって決定するものとする。

３　委員及び班長の報酬日額は、別表 2 に定める金額の範囲内とし、理事会の承認を得て、決定するものとする。

（報酬等の支給日）
第５条　常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第４条を準用するものとする。
（報酬等の支給方法）
第６条　報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
（費用）
第７条　センターは、役員並びに委員及び班長が職務遂行にあたって負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
２　費用の額は、別表３のとおりとする。
（公表）
第８条　センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。
（改廃）
第９条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。
（補足）
第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
２　社団法人矢巾町シルバー人材センター役員等費用弁償規程（平成 13 年７月 16 日制定）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成 30 年３月 26 日から施行する。

別表１　常勤役員及び非常勤役員の報酬月額等

区　　分	報　酬　の　額	備　　考
理事長	月額　22,000 円	
副理事長	日額　4,000 円	
常務理事	日額　4,000 円	事務局長兼務の場合は支給しない
理事及び監事	日額　4,000 円	

別表２　委員及び班長の報酬日額

区　　分	報　酬　の　額	備　　考
委員	日額　2,500 円	
班長	日額　2,500 円	
地域班長	日額　2,500 円	会費、保険料徴収に係る報酬 100 円／人

別表３　費用の額

(1)　役員等の管内職務に係る費用	各非常勤役員等の自宅からセンター又は開催場所までの往復１回 200 円。ただし、片道２キロメートルに満たない場合は、支給しない。
(2)　役員等の管外職務に係る費用	旅費規程に定める金額
(3)　その他	実費